

1 農業振興地域の整備に関する法律

〔農業振興地域整備計画の変更〕

<p>法の趣旨</p>	<p>自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。</p>
<p>農業振興地域整備計画の変更が必要な行為</p>	<p>(1) 農用区域内の農用地等について、農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供するための農地転用は法律上認められていない。</p> <p>(2) このため、農用区域内の農用地等を他用途に供しようとする場合には農用区域からの除外（農業振興地域整備計画の変更）を行う必要がある、この場合、原則として次の要件を満たすことが必要である。</p> <p>ア) 他用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域外に代替すべき土地がないこと。</p> <p>イ) 除外を行うことにより農用区域の集団化、農作業の効率化や効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ウ) 除外を行うことにより効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>エ) 農用地等の保全又は利用上必要な施設に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>オ) 土地改良事業等が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していること。</p>
<p>農業振興地域整備計画の管理者</p>	<p>市町村長</p>
<p>担当機関</p>	<p>本 庁 農林水産部 農業担い手課 出 先 農林事務所 企画部 指導調整課 (南会津、いわきにあつては、企画部地域農林企画課) 市町村 農振法担当課 国 東北農政局 農村振興部 農村計画課 農業振興地域係</p>

手続フローチャート

